

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てることとされています。

令和2年度の地方消費税(社会保障財源化分)の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	65,566千円
【歳出】	地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	603,501千円

(単位：千円)

区分		令和2年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国庫支出金	都支出金	その他		地方消費税交付金(社会保障財源化分)
民生費	社会福祉費	372,027	36,968	335,059	57,911	108,633	488	168,027	18,255
	老人福祉費	441,788	0	441,788	4,443	233,086	2,105	202,154	21,963
	児童福祉費	381,859	51,177	330,682	103,971	90,195	6,736	129,780	14,100
衛生費	保健衛生費	332,350	69,851	262,499	7,301	145,022	6,636	103,540	11,249
合 計		1,528,024	157,996	1,370,028	173,626	576,936	15,965	603,501	65,566

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各区分の一般財源で按分